

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

6月3日発行
vol.749

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・太田小草取り体験 ----- 2
- ・相馬野馬追記念切手贈呈式 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 5
- 双葉町 ----- 12
- 福島県 ----- 14

●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類
「生命・身体的損害に係る賠償」の
発送について ----- 16

5/29 金

南相馬市HPから

5月29日から 気象の警報などが大きく変わりました

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報などは、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、新たな運用により、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすくなりました。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

3ページをご覧ください。

5/27 水

太田小草取り体験

5月27日に原町南(太田小)地域学校協働事業の一環として、太田小の児童23人が草取りを行いました。

4月に太田小の児童が、田植えを行った田んぼを昔ながらの手押し田車を用いて整えました。今後は、稲刈り体験や脱穀体験などが行われる予定です。



5/19 火

相馬野馬追記念切手贈呈式

5月19日、相馬野馬追に先駆けて、相馬野馬追記念切手贈呈式が行われました。

日本郵便株式会社 原町郵便局局長の坂本政浩氏らが来庁し、市長へ相馬野馬追記念切手を手渡しました。

切手のデザインは、令和7年度相馬野馬追フォトコンテストに入賞した写真が使われています。





南相馬市からのお知らせ

気象の警報などが変わります

5月28日HP更新

5月29日から新たな防災気象情報の運用を開始します。

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報などは、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、新たな運用により、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすくなります。

【主な変更点】

- 警報・注意報の名称に危険度に応じた「レベル」の数字が加わります。
- 特別警報が新設されるなど、河川氾濫の危険度の伝え方が変わります。
- 危険な場所から避難が必要な状況である「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

▶ 新たな防災気象情報について(令和8年～) | 気象庁サイト

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>



令和8年5月29日より 気象の警報などが大きく変わりました

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

河川の氾濫の危険度の伝え方が変わりました（特別警報の新設など）

「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

問い合わせ

復興企画部 暮らし安全課 危機管理係

TEL 0244-24-5232

避難指示区域別居住状況(令和8年5月31日現在)

6月3日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、令和8年5月31日現在で4,284人となり、同区域内の住民登録人口(6,377人)に占める居住率は67.2パーセントになりました。

- ▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(令和8年5月31日現在)
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/8/kyojyujinnkousui_080531.pdf



- ▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(令和8年5月31日現在)
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/8/kyojyujinnkou_080531.pdf



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223



みなみそうまチャンネル

南相馬市

電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663<http://www.minamisoma.tv/channel/>または  YouTube ライブ配信<https://youtu.be/tKnP0CS1cJo>

今週の番組

番組内容 [5/29~6/5]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
 01分～ 市民課窓口受付時間の変更(短縮) 試行運用実施について
 03分～ 南相馬市小学校卒業式
 30分～ 博物館通信 vol.42
 38分～ 月刊図書館通信 6月号
 44分～ #みんなの南相馬ポスト vol.1
 45分～ 南相馬見聞録 相馬太田神社
 50分～ 南相馬市LINE公式アカウント 登録方法
 54分～ 南相馬市民の歌
 58分～ #みんなの南相馬ポスト/6月休日当番医/YOUTUBE配信



みつーまくん



浪江町からのお知らせ

令和8年度第2回浪江町営住宅入居者募集

6月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 6月募集のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24876.pdf>

募集期間

6月4日(木)～6月17日(水) ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	2
			2LDK	一般住宅	2
	請戸住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	1
福島再生賃貸住宅	幾世橋集合住宅	RC造5階建て	3DK	一般住宅	-
			1LDK	優先住宅 注意	-
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
	津島住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
2LDK			一般住宅	-	
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	-

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

次ページへ続きます

申し込み資格

住宅の種別により申し込み資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- 現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面でご確認ください。
- 市町村の税の滞納がないこと
- 過去に町営住宅に入居していた場合、家賃に滞納がないこと
- 暴力団員でないこと

【災害公営住宅】(幾世橋住宅団地・請戸住宅団地)

浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)で、次のいずれかに該当する方

- 町内に居住する住宅がない方(申込者名義の住宅がない)
- 帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】(幾世橋集合住宅・津島住宅団地)

世帯の年間所得の月額が**487,000円**を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- 浪江町に移住する方

【町営住宅】(御殿南住宅)

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- 世帯の年間所得の月額**158,000円** **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上のみ)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額**214,000円**

募集要項

【災害公営住宅】

▶ 幾世橋住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24857.pdf>



▶ 請戸住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24883.pdf>



次ページへ続きます 

【福島再生賃貸住宅】

▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24859.pdf>



▶ 津島住宅団地募集要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24860.pdf>



【町営住宅】

▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24861.pdf>



● 住宅の概要はこちらをご覧ください。

▶ 浪江町営住宅概要

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/28273.html>



申し込み方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

● すべての方

▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22940.pdf>



● 解体状況がわからない方

▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



● 前年1月以降に就職・転職した方

▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



▶ 給与支払証明書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22455.xlsx>



次ページへ続きます 

●前年1月以降に退職し、現在も無職の方

▶退職証明書[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>

▶退職証明書[Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22456.xlsx>

●諸事情により申し込み後に辞退される方

▶町営住宅入居辞退届[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>

申込先

【窓口・郵送】 住宅水道課 住宅係 ※期間内必着
〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 津島支所、各出張所(福島・二本松・いわき)

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

なみえげんき商品券を販売します

6月1日HP更新

プレミアム付商品券を町民の方を対象に、7月1日(水)から浪江町商工会にて販売します。
町内の事業所にお勤めの方は、8月1日(土)から購入できます。
詳しくは、チラシをご確認ください。

▶なみえげんき商品券チラシ[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24797.pdf>

購入ハガキをお持ちであっても、必ずしも商品券をご購入いただけるわけではありません。
商品券は数量限定のため、売り切れ次第販売終了となります。
販売状況については、浪江町商工会へお問い合わせください。

次ページへ続きます

販売価格

500円券(28枚綴り) 1冊 10,000円(額面14,000円)
おひとり 2冊 20,000円(額面28,000円)まで購入できます。

購入できる人

(1) 購入日時時点で浪江町に住民登録をしている人

令和8年5月1日時点で浪江町に住民登録がある方を対象に、**購入ハガキを6月下旬までに郵送**します。

基準日以降に町民になられた方は、購入ハガキ発行の手続きが必要です。産業振興課商工労働係までお越しください。

注意 本人に代わって代理人が購入されるときは、**委任状(購入申込ハガキの下段)**が必要です。委任状は**委任者が自筆**で記入してください。

(2) 購入日時時点で浪江町に就労している人(町民以外)

就労者の場合は、申込者本人のみ購入が可能です。代理の方による購入はできません。

販売場所

浪江町商工会 (浪江町大字権現堂字下川原9-1)

TEL 0240-35-3321

この取り扱いは「商品券振興内閣」(経済産業省)を活用しています。

浪江町民・浪江町内にお勤めの方 なみえげんき商品券

5月1日時点で町民の方に、購入ハガキを6月下旬まで郵送します。
※基準日以降、町民になられた方は購入ハガキ発行の手続きが必要です。

販売価格
1冊 **1万円** (500円券 28枚綴り・額面1万4千円)
1人2冊・**2万円** (額面2万8千円)まで購入できます

商品券を購入できる人

- 浪江町民(購入日時時点で浪江町に住居票がある方)
- 浪江町内にお勤めの方(町民以外)

販売場所
浪江町商工会 (☎0240-35-3321)
持ち物: 購入ハガキ・現金・公的身分証

販売期間

	①浪江町民の方	②浪江町内にお勤めの方(町民以外)
販売期間	令和8年7月1日(水)から12月28日まで	令和8年8月1日(土)から12月28日まで
販売時間	平日午前9時から午後4時まで 8月の毎週水曜日のみ午後7時まで延長	
休日特別販売日	7月4日(土)、5日(日)、8月1日(土)、2日(日) 午前9時から午後3時まで	

使用期限 令和8年12月31日(木)まで

注意

- 商品券は2冊に限り購入することもできます。
- 商品券は切り離した数字のままで使用ください。
- 商品券の裏面には「本人確認用ハガキ」を提示してください。
- 商品券の支払いには、現金のみが使用できます。
- 以下のような場合は、商品券を使用することができません。
 - 「取や地方公共団体への支払い並びに公共料金の支払い」
 - 「ビール券、図書券、切手など集積性の高いもの」

※たばこ事業法第2条第1項第3号に規定するたばこ、土産、産物、畜産、畜産物はこの商品券に使用するできません。
※飲食店、宿泊施設に併せて使用する食材、雑草、生入れ商品等は、商品券との併用、並行購入はできません。
※商品券2冊1冊に規定する金額を超える支払い、保証金・借入金、保証金・借入金と異なる用途での支払い、付帯保証料となるサービス費等の支払いはできません。

町内にお勤めの方は裏面をご覧ください。

浪江町内にお勤めの方へ

浪江町内にお勤めの方は、浪江町役場産業振興課にて購入ハガキを発行しますので、事業所ごとにまとめて申請をお願いします。作成したハガキは、事業所へ郵送します。浪江町ホームページに申請方法の詳細を掲載しておりますので、ご確認ください。

※購入希望者本人のみ購入が可能です。代理の方による購入はできません。

購入方法

- 事業所内で商品券の購入希望者を就労証明(購入者リスト)にまとめる。
- 浪江町産業振興課宛て就労証明(購入者リスト)をメールで提出する。
- 事業所に「購入ハガキ」が届く。
- 令和8年8月1日(土)以降、購入希望者本人が「購入ハガキ」と「公的身分証」を持参し浪江町商工会にて商品券を購入する。

※就労証明(購入者リスト)は浪江町HPに掲載しております。

購入申込ハガキの概要

令和8年度 なみえげんき商品券 本人確認書	令和8年度 なみえげんき商品券 購入申込書
購入者氏名・住所・生年月日	購入者氏名・住所・生年月日
浪江 太郎	浪江 太郎
住所 大字権現堂字下川原9-1	住所 大字権現堂字下川原9-1
生年月日 昭和35年5月15日(敬称略) 12345	生年月日 昭和35年5月15日(敬称略) 12345
事業所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	事業所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
購入者数	購入者数
1冊目 10,000円	2冊目 10,000円
1冊目 10,000円 2冊目 10,000円	1冊目 10,000円 2冊目 10,000円
1冊目10,000円 2冊目10,000円 合計20,000円	1冊目10,000円 2冊目10,000円 合計20,000円
※商品券2冊1冊に規定する金額を超える支払い、保証金・借入金、保証金・借入金と異なる用途での支払い、付帯保証料となるサービス費等の支払いはできません。	※商品券2冊1冊に規定する金額を超える支払い、保証金・借入金、保証金・借入金と異なる用途での支払い、付帯保証料となるサービス費等の支払いはできません。

販売・お問い合わせ先
浪江町商工会 ☎979-1521 浪江町役場産業振興課(浪江町大字権現堂字下川原9-1)
TEL 0240-35-3321 FAX 0240-34-3698

なみえげんき商品券チラシ(両面)

次ページへ続きます

	浪江町民の方	浪江町内にお勤めの方(町民以外)
販売期間	7月1日(水)～12月28日(月)	8月1日(土)～12月28日(月)
販売時間	平日午前9時～午後4時 ※8月の毎週水曜日のみ午後7時まで延長	
休日特別販売日	7月4日(土)・5日(日)、8月1日(土)・2日(日) 午前9時～午後3時 ※7月4日・5日、8月1日・2日以外の土、日、祝日は販売しません。	
使用期限	12月31日(木)	

- ※ 使用期限を過ぎると無効になります。
- ※ 商品券の再発行、払い戻し、譲渡はできません。

取扱店舗

浪江町町内の登録された店舗でご利用できます。
詳細は浪江町商工会ホームページをご確認ください。

- ▶ **浪江町商工会ホームページ** ※6月下旬頃に掲載予定
<https://r.goope.jp/nsci/free/syouthinken>



購入するときに持ってくるもの

- (1) **購入申込ハガキ(※)**
- (2) 購入される額の現金
- (3) 実際に窓口に来られる人の公的身分証(免許証、マイナンバーカードなど)

■本人に代わって代理人が購入する場合 ※町内にお勤めの方(町民以外)は利用できません。

- (1) **購入申込ハガキ(※)**(委任者はハガキ下段の委任状欄に受任者氏名、住所などを記入)
- (2) 購入される額の現金
- (3) 実際に窓口に来られる人の公的身分証(免許証、マイナンバーカードなど)

※ **購入申込ハガキをお持ちでない方は購入できません。**

購入ハガキの再発行について(町民向け)

浪江町民の方で購入ハガキが手元に届いたが、「紛失してしまった方」や「購入ハガキが届いていない方」は、公的身分証を持参のうえ、産業振興課までお越しください。

問い合わせ

産業振興課 商工労働係

TEL 0240-23-5719


【津島の話】営農再開に向けた田植えが行われました

5月23日(土)、営農再開に向けた津島地区の水稲試験栽培(田植え)が行われました。津島復興組合を中心に、約1反の田んぼに2時間かけて手植えをしました。品種は「ひとめぼれ」で、今のところ9月下旬から10月上旬頃の収穫予定ということです。

浪江町公式YouTubeチャンネルから 2026年も「さくら祭り」&「花火大会」が開催されました 

5月27日公開

震災前、浪江町民有志が請戸川リバーラインで開催していた「さくら祭り」が、2025年に実行委員会の再結成により、復活開催しました。

今年も、4月10日(金)に「さくら祭り」が開催されました 

花火の打ち上げや桜のライトアップ、ステージイベントや露天市、キッチンカーによる出店も行われました。

▶ <https://youtu.be/yN1fsUjvwvo>





双葉町からのお知らせ

町県民税申告がお済みでない方は申告してください

6月1日HP更新

令和8年1月1日時点で双葉町に住民登録がある方で、令和7年中(1月～12月)の収入状況の申告がお済みでない方は速やかに申告してください。

町県民税の申告は、令和8年度の町県民税を正しく算定する基礎となるほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定や各種福祉施策の資料となるなど重要な手続きです。

以下に該当する方は、6月19日(金)までに、対象者へ送付する「**収入がない旨の申告書**」を提出いただくか、双葉町役場戸籍税務課まで必ずご連絡ください。

■収入がない旨の申告書の提出が必要な方

- パートやアルバイト、内職などで、収入が55万円以下の方
- 収入が少額で、親や配偶者等の扶養となっている方
- 雇用保険や遺族年金など、非課税収入のみの方
- 収入がなく、貯蓄等で生活している方

▶収入がない旨の申告書[Excel]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17574/01.xlsx>



問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0240-33-0132

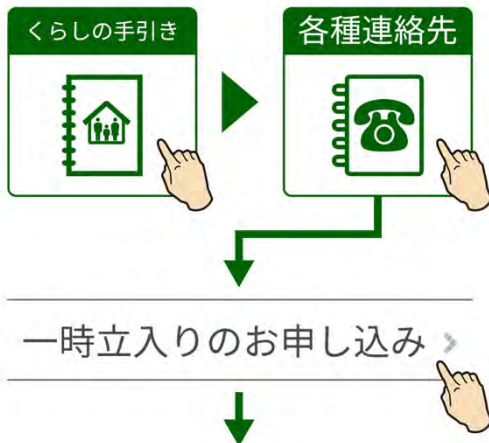
ふたばアプリがますます便利！一時立入りのお申し込みについて

6月2日HP更新

ふたばアプリからでも町内の帰還困難区域への一時立入りの申し込みが簡単にできるようになりました。

実際に使ってみよう！

まずは、ふたばアプリを起動して、アプリトップ画面にある「くらしの手引き」をタップ！



●「電話をかける」ボタン

一時立入り受付コールセンター(0120-220-788)へ電話がかかります。

※機種によっては電話番号が入力された状態で電話アプリが開きます。その場合は、通話ボタンをさわると電話がかかります。

●「インターネットで予約する」ボタン

インターネット予約のログインページが開きます。

※インターネット予約のご利用方法については、こちらをご確認ください。

▶一時立入のお知らせ(町民向け)(双葉町ホームページ)

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/7845.htm>



※ふたばアプリの詳細や、まだアプリをインストールしていない方はこちら

▶ふたばアプリを使ってみよう！(双葉町ホームページ)

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/12743.htm>



問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126



福島県からのお知らせ

令和7年国勢調査速報(福島県の人口・世帯数)

5月29日HP更新

令和7年10月1日現在で実施した「令和7年国勢調査」(22回目)の人口および世帯数(速報)は次のとおりです。

※ 確報値は、令和8年9月までに総務省統計局から公表される予定です。

概要

■ 人口 1,711,937人(前回:1,833,152人)〔前回比:121,215人減(6.6%減)〕

■ 世帯数 734,134世帯(前回:742,911世帯)〔前回比:8,777世帯減(1.2%減)〕

※ 前回の国勢調査は、令和2年(2020年)

調査結果

令和7年国勢調査 速報 ー福島県の人口・世帯数ー

▶ 表紙・調査の概要[PDF]

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/746210.pdf>



▶ 調査結果・統計表[PDF]

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/746211.pdf>



▶ 裏表紙[PDF]

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/746212.pdf>



統計表

▶ 統計表(表1～表6) [Excel]

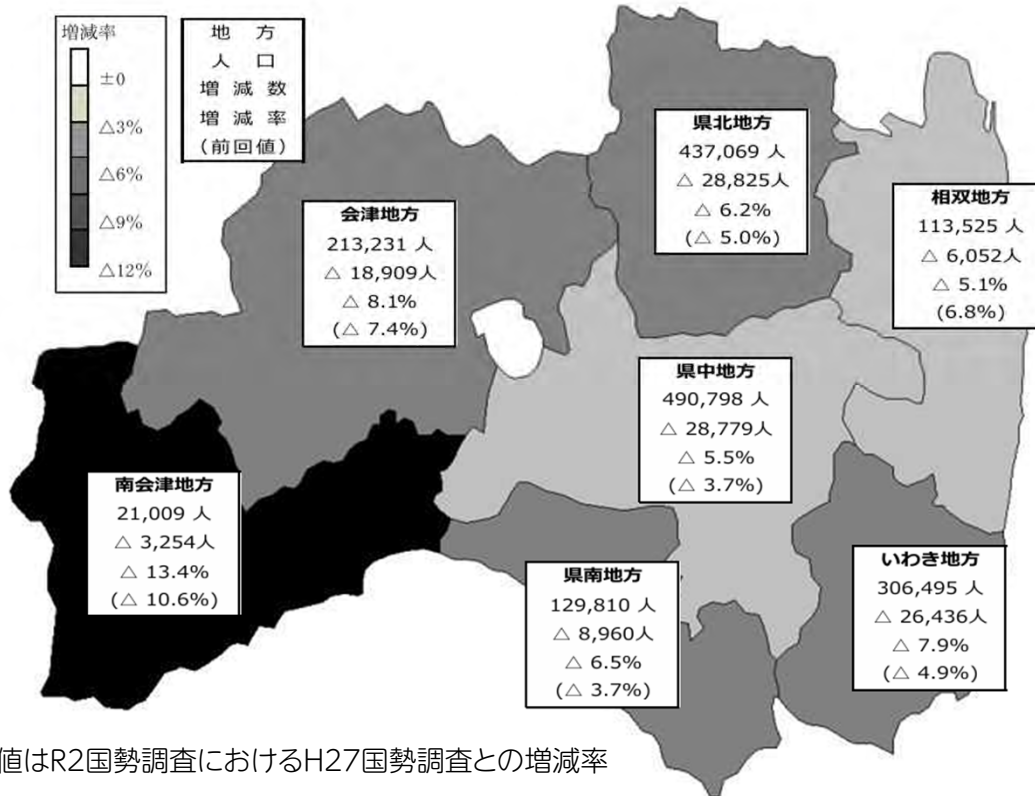
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/746213.xlsx>



次ページへ続きます

■ 地方別人口

地方別人口は、前回調査時に6.8%と増加した相双地方の人口が減少に転じ、全ての地域で減少となった。



※ 前回値はR2国勢調査におけるH27国勢調査との増減率

■ 避難地域12市町村の状況

(単位: 人、世帯)

市町村名	H22		H27		R2		R7				
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯			
									増減率	増減率	
田 村 市	40,422	11,933	38,503	△ 4.7%	12,734	35,169	△ 8.7%	12,159	31,836	△ 9.5%	11,930
南相馬市	70,878	23,640	57,797	△ 18.5%	25,944	59,005	2.1%	26,349	54,128	△ 8.3%	24,508
川 俣 町	15,569	5,179	14,452	△ 7.2%	5,515	12,170	△ 15.8%	4,780	10,847	△ 10.9%	4,495
広 野 町	5,418	1,810	4,319	△ 20.3%	2,435	5,412	25.3%	2,899	4,783	△ 11.6%	2,394
檜 葉 町	7,700	2,576	975	△ 87.3%	839	3,710	280.5%	1,977	4,543	22.5%	2,589
富 岡 町	16,001	6,141	0	△ 100.0%	0	2,128	(皆増)	1,640	2,890	35.8%	1,959
川 内 村	2,820	950	2,021	△ 28.3%	1,082	2,044	1.1%	934	1,705	△ 16.6%	784
大 熊 町	11,515	3,955	0	△ 100.0%	0	847	(皆増)	800	1,534	81.1%	1,243
双 葉 町	6,932	2,393	0	△ 100.0%	0	0	-	0	211	(皆増)	160
浪 江 町	20,905	7,176	0	△ 100.0%	0	1,923	(皆増)	1,405	2,573	33.8%	1,718
葛 尾 村	1,531	470	18	△ 98.8%	9	420	2,233.3%	205	419	△ 0.2%	240
飯 舘 村	6,209	1,734	41	△ 99.3%	1	1,318	3,114.6%	627	1,373	4.2%	692

問い合わせ

統計課 生活統計 担当

TEL 024-521-7145

個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について

5月27日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間：2026年3月1日から2026年5月31日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2026年6月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害によって就労不能損害を被られている方につきましても、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >
福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎ 0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった
（子が進学などで転出、帰還した家族がいる など）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2026.6.3現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	2	4
合計	21	48

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511